

一般事業主行動計画

すべての職員が、仕事と生活の両立ができる雇用環境を整えることによって安心して就労できるように、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～令和6年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：女性の育児休業取得率100%を維持し、男性の育児休業取得率50%を目指します。

〈対策〉 ●令和4年3月～

- ・育児休業制度の定期的な周知
- ・育児休業制度に関する情報収集
- ・休業中の職員に対して職場復帰支援のための情報提供を行う

目標2：年次有給休暇の取得率向上を目指します。

〈対策〉 ●令和4年4月～

- ・定期的に年次有給休暇取得の啓発を行う

●令和4年10月～

- ・年次有給休暇の取得率を把握し活用する

目標3：多様な働き方に資する制度の導入を目指します。

〈対策〉 ●令和4年3月～

- ・時間を有効活用できる柔軟な働き方の制度の検討を行う